

第1回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・2024年5月20日（月）午前9時57分～午前11時38分

於 町田市役所2階 会議室2-2

- ・出席委員 川野、服部、鶴田、嘉藤、湯淺、大羽、渋谷、早野、向井——9名
- ・欠席委員 ——0名
- ・会議公開又は非公開の別 公開
- ・傍聴者数 0名

午前9時57分開始

事務局 おはようございます。少し時間が早いですが、全員お揃いですので、これから2024年度第1回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

まず、次第に入ります前に、4月1日付で事務局に人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。

このたび、前任の神谷に代わりまして市政情報課長になりました坂上と申します。よろしくお願いいたします。前職は財務部の契約課におりました。当審議会での議論を生かしながら、町田市の情報公開・個人情報保護制度の適正な運用に努めてまいりたいと思っております。委員の皆様におかれましては、前年度に引き続きましてご指導、ご助言を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そのほかの事務局のメンバーにつきまして変更はございませんので、引き続きよろしくお願いいたします。

では、着座させていただいて、会に入らせていただきます。

会 長 皆様、おはようございます。昨年の11月から半年ぶりになりまして、その間の状況を把握して今日の審議会になるかと思います。

まず、議題の1といたしまして「情報セキュリティ事故の報告について」、市民税課からお願いします。報告者の氏名と職名をお願いいたします。

担当者 財務部市民税課長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく、市民税課担当課長の小泉と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく、市民税課係長の小原と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご報告をお願いいたします。

担当者 それでは、資料1「情報セキュリティ事故の報告」について説明いたします。1ページをご覧ください。

1「事故の概要」について説明いたします。

3月15日付で市民税・都民税納税通知書、今後は納税通知書という表現をさせていただきます。納税通知書を発送する際に、651件のうち52件、36名分について封緘しないまま発送したことによりまして、納税通知書の紛失または記載された情報の流出の可能性が生じたものでございます。

なお、封緘せずに発送した納税通知書には、氏名・住所・税額・所得・控除などの情報が記載されており、本人様が障害者控除に該当する場合には障害者控除欄にアスタリスクマークが記載されていることから、要配慮個人情報に該当します。今回、封緘しないまま発送した52件、36名のうち、要配慮個人情報が記載されたものは22件、12名ありました。

事故の概要は以上となります。

まず、このたびの情報セキュリティ事故についてご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

改めて、着座で説明させていただきます。

それでは、2「経緯」をご覧ください。

3月13日に納税通知書を封入・封緘作業を終えた後、3月15日に651件の納税通知書を発送しました。その後、3月19日に市民の方から納税通知書が封緘されていない状態で届いたとの連絡があり、本件が発覚いたしました。直ちに確認しました結果、封緘せずに発送したものが52件、36名分であることが判明いたしました。

次に、3「原因」をご覧ください。

納税通知書については、封入・封緘作業を外部委託しております。また、納税通知書の一部については、職員が説明用リーフレットを封入するために、納税通知書を封緘せずに納品を受ける運用としております。本件は、説明用リーフレットの封入が必要ではなかった納税通知書について、発送前の封緘確認が不十分であったことにより生じたものでございます。

次に、4「対応状況」の(1)「封緘せずに発送した52件(36名)への対応」をご覧ください。

本件が判明しました3月19日から、次のページにわたる4月15日までの間、電話連絡により34名について通知書類が不足なく届いていることを確認するとともに、皆様にお詫びをしております。

2ページ目をご覧ください。4月15日には、連絡がついておりませんでした残る2名の方について、自宅へ訪問しております。こちらの2名の方につきましても、4月22日には通知書類が不足なく届いているということを確認できました。

結果といたしまして、対象者全36名について、全員に通知書類が不足なく届いていることを確認いたしまして、併せて皆様にお詫びをいたしました。

続いて、(2)「本件の周知に係る対応」をご覧ください。

3月21日にプレスリリースを行っております。また3月22日には、今回封緘せずに発送した納税通知書に要配慮個人情報が含まれていたということですから、市政情報課を通じまして国の個人情報保護委員会に速報として報告しております。

4月17日には確報で報告するとともに、続く4月25日には先ほど申しました対象者全員、36名について、通知書類が不足なく届いていることが確認できましたことをもちまして、確報の続報ということを報告しております。

最後に、5「再発防止策」をご覧ください。3点取り組んでおります。

1点目としましては、納税通知書発送の作業工程の見直しを行いまして、枚数確認と切り分けて封緘を確認する工程を追加いたしました。

2点目としましては、納品から発送までの全体の作業工程を管理するチェックリストに、封緘確認の工程を追加いたしました。

3点目といたしましては、今申し上げましたチェックリストについて、複数の担当者が確認したことが分かるようにすることで再発防止を徹底いたしました。

報告は以上でございます。この度は誠に申し訳ありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、まず質問をお受けしたいと思います。ご意見は後にしてください。

ご質問ありますでしょうか。

向 井 2つありまして、1つは実際にリーフレットを入れた件数というのは何件あるのですか。

担当者 リーフレットを入れた件数は572件ございます。

向 井 651のうち572件にリーフレットを入れられたのですね。

担当者　そうです。

向　井　委託先の企業から戻ってきたときは封をしないものがたくさんあったのですね。

担当者　はい。

向　井　封をするものとししないものというのは、企業に渡すときには何かチェックリストがあるのですか。

担当者　先ほども申し上げましたとおり、リーフレットを入れるか、入れないかについては、職員の判断が必要なケースがあります。従いまして、納品を受けるときには、封をするものと、しないものとを分けて納品をしております。

向　井　そうすると、そもそもそのリストに間違いがあったということですか。

担当者　リストには間違いはありませんでした。今回はもともとリーフレットを入れる必要があるものとなないものとを、徴税吏員である職員が中身を確認してから封入をするという作業がございました。

向　井　資料を読むと企業に対して、企業から戻ってくるときは入れるものだけ封が開いていて、入れないものは封を閉めて企業が戻すと読めるのですけれども、そうはなっていないのですか。

担当者　もともと封緘をするものとししないものと私どもで分けておりまして、その中で、封をしないものについては、リーフレットを入れるか入れないかを職員が判断しているということでございます。

向　井　そうすると、外部委託は「封入・封緘を外部委託」と書いてあるけれども、封緘するもの、このまま読めば企業が封緘して出してくると見えるではないですか。そうではないということですか。

担当者　全てを封入・封緘しているということではないということで、委員のご指摘どおりでございます。

向　井　結構これは件数が多いですね。651 件のうち 52 件でしょう。そうすると 10%近く、8%、ミスをしてしまったということですね。

会　長　よろしいですか。ほかにご質問ありますでしょうか。

渋谷　要配慮個人情報 22 件と言っていますが、そのほか住所・氏名・納税額とか、これ自体も個人情報に該当します。どうも資料を拝見していると、22 件だけが問題点だという認識のように捉えるのですが、封緘してなかった 52 件全体が個人情報保護法そのものに抵触するという考えには至りませんでしたか。

担当者 今の渋谷委員ご指摘どおり、確かに封緘を既に漏らしておりますので、52 件全てについて重大なことであると認識しております。

会 長 ほかにご質問はありますか。

大 羽 「原因」のところで外部委託しているということですが、この外部委託というのは、実際作業を行うのは会社の別の作業場所なのか、庁内でそういう場所があるのですか。

担当者 まず、外部委託をしている業者で通知書の印刷と封入・封緘をするというのは、工場でやっております。ただし、今ありました我々職員に納品があった後にこういう作業をする場所というのは、執務場所と別の場所で行っております。

大 羽 納品というのはどういう形でやられているのですか。単純に、今の 570 何枚の封入するものが来るわけですね。実際に移動はどのような形ですか。逆に、移動中の事故のほうが心配になる気がするのですけれども。

担当者 私たちのところで委託業者から納品を受ける場合には、まず別の場所を確保しております。といいますのは、今、委員のご指摘にありますように、例えば一旦執務室へ持ってきて、また落とす可能性を防ぐためでございます。651 件となりますと、例えばこうした別の作業場に、箱でそれぞれ区分に分けて納品をしますので、きちんと別の作業場で作業しているということでございます。

大 羽 ということは、その時点で納品枚数と実際の受入れ枚数のチェックみたいなものを同時にされるということですね。

担当者 おっしゃるとおりでございます。

大 羽 分かりました。

会 長 ほかにご質問ありますか。

向 井 リーフレットを入れて封緘することを企業に委託していないことには、何か理由があるのですか。

担当者 今「リーフレット」と記載しましたが、中には徴税吏員が判断をして入れる、入れないというものが、通知の個人個人によって変わるものがありますので、そのようにしております。

会 長 ご質問はありますか。

早 野 今回の事故というか、651 件のうち 52 件ということですが、全体の 651 件というのは、町田市の市民税・都民税の納税通知書の何%ぐらいなのですか。

担当者 毎月、発送作業を行っておりますので、すぐにパーセントが出ないのですが、一例で申し上げますと、今度の6月に一斉に通知をする分については8万通ぐらい個人の方に送っています。そのほかに給与の天引きの方については会社にも通知をしております。

渋谷 この対象の方に確認をしたときに、情報漏れ等についての確認はされているようには書いてないのですけれども。要するに、物がちゃんと届いたかどうかの確認だけで、情報漏れがあったかとか、この方について不思議な電話がかかってきたとか、そういう確認はされていませんか。そちらのほうが大事なことですけれども。

担当者 今回は確認をした中で、そういったお声を頂かなかったというのがあります。ただ、これだけの重大なミスの中で、市民の方々の反応というのが非常に寛大ではございましたけれども、我々としてはこのようなことを起こしてはいけないと心新たにしたところでございます。

渋谷 分かりました。

嘉藤 事務局にお伺いしたほうがいいと思うのですけれども、今回チェックリストを作成されていますけれども、フォーマットは全庁的に同一のもの、何か統一したもので今回担当部署の方でも作られているということでしょうか。それとも、独自のものでしょうか。

担当者 今のチェックリスト、私どもについて独自のもので使っております。

嘉藤 独自のものというところになりますと、なかなか全庁的なチェックリストの見直し等にフィードバックしにくいので、その点は事務局とも情報共有していただいて、全庁的に事故情報の共有とフォーマットの確認等、それは意見でしたね。失礼しました。その際に。

事務局 委員ご指摘のように、ほかの課でも起こる可能性がある事故かとは思いますが、全庁で共有できるように。チェックリスト自体はそれぞれの業務で、独自の使いやすい形というのがあると思いますので、全庁で事例の共有をして、注意喚起をしたいと思っています。

会長 ご意見を賜りたいと思います。

向井 リーフレットを入れることも含めて企業に委託してはいかがでしょうか。リーフレットを入れるかどうか、職員の方がきっちりとチェックリストを作って、例えばAさんはマル、Bさんはバツで、マルとバツはきっちりと封緘して戻しなさいとい

うようにしたほうがよいと思います。そういう意見は課内で出なかったのでしょうか。

担当者 全て封緘した上で、必要なものだけを開けるという方法もあります。ただし、結果的に全部を封入いたしますと、例えば相続人の方への通知では、リーフレットを入れるときに全て開けて取り出す作業が発生します。そこを比較しますと……

向 井 そうではなくて、リーフレットを入れること自体を企業に委託したらと提案しています。

担当者 そのリーフレットについては、個別のご事情を職員が判断する必要があります。

向 井 一様なものではないのですね。

担当者 そういうことでございます。

会 長 ほかにご意見はありますでしょうか。

渋谷 業務委託された先での問題点は発生してないのですね。

担当者 そうでございます。

渋谷 分かりました。ありがとうございます。

湯 浅 私も町田市の委員を拝命して少し時間が経ちますけれども、神奈川県内あるいは都内も含めまして、ほかの自治体の審議会の委員も拝命しております。拝命して以来いろいろとご報告を受けて1つ思うことは、ほかの自治体は情報システムに不正アクセスされたとか、不正侵入されたという事例がけっこう多いのですが、逆に町田市はそういう事例はなくて、少なくとも私が委員を拝命してからは、ほぼすべてヒューマンエラーに起因するという事例でございます。N T T西日本の件は業務委託先の問題で、あれはよその自治体でも同様に起こっています。

そのたびごとに再発防止策を伺っていますけれども、同規模の自治体に比べても、正直申しまして、何でこんなにヒューマンエラーに起因するインシデントが多発するかなと。

その逆に、今日おいでいただいている課と事務局と両方で、先ほどおっしゃったように業務フローそのものに、町田市特有できつとされている業務フローとそれぞれの課の業務フローがおりだろうと思うのです。業務フローに起因してインシデントが発生しやすい状況になっていないかということ、これを機会に市民税課と市全体とでもう1回見直していただいてはどうかというのが意見でございます。

会長 次の議題とも関わってきますので、そういうことでございますが、いずれにいた

しましても、このような比較的単純な封緘ミスといったようなものが起こると。あるいは、これは前に起こった誤送よりミスとしては単純ですが、ただし中身としては、開いていたことによって実際に無関係の者が内容を見てしまうおそれが存在するというございます。逆に個人情報保護という点からすると、誤送の場合はもし間違えて見たとしても、誰が見たかということがほぼ確定できますが、この未封緘の場合には誰が見たか、見ないか自体の確定も非常に難しいという状況でございます。

市民税課は当然のことですけれども、市役所全体において、封緘する手紙については、今回の再発防止策に書かれたことをぜひ全庁一丸となって進めていただきたいと思います。と思っていますが、いかがでございましょうか。

そういうことで、今回の状況は年度末の忙しいときに起こったことございまして、いろいろな状況で、この時点で納税通知書を発送すること自体、ある意味特殊な状況だと思うのですけれども、逆にこの先、一般的に確定申告を受けてトータルの納税通知書の発送がすぐだと思しますので、その際にこのような事故が起きないように徹底していただきたいということを当審議会の意見として、市役所に対して申し述べたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、よろしかったら、これで議題の1を終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。

続きまして、議題の2「国の個人情報保護委員会からの指導について」。これは事務局ですね。では、よろしくお願いします。

事務局 「国の個人情報保護委員会からの指導について」、ご説明いたします。資料2の1枚目をご覧ください。

昨年7月に起きた情報セキュリティ事故の続報になります。事故の概要は、市の保健事業の実施に当たり、事業対象者が通院する医療機関に対して、事業対象者の情報を記載したリストを市内108の医療機関に郵送したところ、当該医療機関の患者ではない方の情報が含まれており、個人情報が漏えいしたものです。本件は昨年9月19日に、こちらの審議会にご報告しました。

漏えいした人数が100人を超えており、かつ健診結果という要配慮個人情報に該当する内容が含まれていたため、国の個人情報保護委員会に報告いたしました。その後、国の個人情報保護委員会とは、原因の究明と再発防止に向けた調整を重ねて

おりました。具体的には事故当時に職員が使用していた業務マニュアルを提出し、今回の事故を踏まえて修正したマニュアルの確認も受けました。そのようなやり取りの後、今回お配りした指導通知をもって本件の指導が終結という形になりました。

資料２の３ページをご覧ください。

このたびの指導を受けて、市では２０２４年２月２６日付、副市長名での依命通達を発出し、全職員に対し、いま一度、個人情報保護の基本的な考え方及びそれに基づく事務を再確認し、個人情報の取扱いに細心の注意を払うことを命じました。また、年度末には全職員に対して、個人情報保護に関する研修をｅラーニングで実施し、情報セキュリティ事故につながりやすい行動事例などを取り上げました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本件についてご質問ありますでしょうか。

服 部 このような通達が市の職員の方に伝わっているかと思うのですけれども、そういった通達を受けてのリアクションのようなものが各部署ではどのような形で上がってきているか。また、リアクション的な改善というか、自発的なそういった改善の動きなどのようなものが全然ないのか、あるのか。効果についてお教えいただけないでしょうか。

事務局 今回こういった国からの通知を受けまして、副市長名で、依命通達という形で出したのですけれども、これにつきましては各部長で構成する部長会議がありますので、そちらのほうでも報告して、副市長からも直接厳しく各管理職に指導を行っていきます。部長会議での情報についても、部内の管理職で構成する会議の中でも取り上げて注意喚起をしたところがございます。それを受けて、各課で管理職から展開をしていくという状況で、個別の声を市政情報課に頂いているということはないのですけれども、確実に各管理職には伝わって、そこから展開していると認識しております。

会 長 服部委員からのご質問の内容については、議題の３においても検討されると思います。問題はこのようにして１月５日付で個人情報保護委員会からの指導を受け、２月２６日付で榎本副市長からの依命通達が行われたわけですが、今審議されましたように、今回の議題１の事故は３月１５日。要するに、これが出された後に起こっているわけございまして、そういった意味において、まだこれが市役所内部に完全に徹底されていないと。２月２６日と３月１５日ですから半月なので、徹底

されてないことはある意味やむを得ないのかもしれませんが、いずれにしても、このところこういった事故が以前に比べて多発しております。

以前いろいろ問題が起きたのは教育委員会、学校関係が多かった時期があったのですが、最近においては市役所内部において、割合単純なミスによる個人情報の取扱いに関する問題が多発しているといった状況を、どうすればなくすることができるのか、なかなか難しい問題だとは思いますが、職員の教育、そしてまた依頼する業者に対する教育といったものについて、今後とも十全な指導が必要だと思うわけでございます。その辺のところ、事務局に課された課題としては大変大きなものがあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かつけ加えることがあれば。向井委員。

向 井 副市長の文書は、そのとおりですが、裏面で、もう少し知恵が必要ではないかと思ひます。

例えば、高額になるかもしれませんが、封緘については、今、民間企業は自動的に封を外して封をするようになっているから、封をしていないものはすぐ分かります。開けて封をしていないかどうか見なくても。ですから、技術的と言う言い過ぎかもしれないけれども、現場の人に聞くと工夫が出てくると思ひます。そうしないと、いつまでも依命通達を毎年出さなければいけない。

人間というのはミスするものですから、基本的には個人に「しっかりしなさい」と言うのと、「3人でチェックしなさい」と言うことでカバーしようとしているように感じます。そうではなくて、テクノロジーを活用して欲しい。

お忙しいところで難しいけれども、前回も申し上げたけれども、実際に作業している人の知恵や意見を吸い上げて欲しい。そして業務フローが変わって、ミスが少なくなる。意外なことを言う人もいるかもしれないけれども、現場でやっている人、本当に封をしている人の意見というか、あるいはそれに関わった人の意見をなるべく吸い上げるようにして上席が判断するべきだと思います。

去年から情報セキュリティ事故が多過ぎます。しかも、それが重大な事故ではない。必ず人間はミスを起こす。私は人間不信ではないけれども、ミスは起こるものだと思います。そうすると、起こるのを防ぐための工夫というか、知恵というか、テクノロジーというか、何か考えられるのではないか。

会 長 それでは、まずは渋谷委員から。

渋谷 今回の市民税課を除いて、その他のもの、ほとんど業務委託先で発生しているの
ですよ。前回説明された職員の方から「業務委託契約に従って委託をしているの
で、市からは介入できない」という説明がありました。しかし、個人情報保護委員
会は特別なパンフレットまで作って、業務委託先の監督をしろと啓蒙しています。
前回の説明員の考え方というのは、全く意に反しています。

今件の市民税課は違いますけれども、そのほかはほとんど業務委託先で発生して
いるので、業務委託先の管理監督というのが市の職員のレベルのどこまで浸透して
いるかということが非常に問題だと思います。いろいろな教育をされているのです
けれども、そこに恐らくこの件が入っていないと思います。

個人情報保護委員会は、まず委託契約の中に個人情報保護の条文を入れなさいと。
それともう1つは、定期的に監査をして、要するに踏み込んだ監査をして遵守され
ているかどうかを確認しなさいと。こういう要求をしています。市の職員の方への
教育は当然ですけれども、その中に委託先の管理ということをきちんと落とし込ん
でいただきたい。それは個人情報保護委員会も要求していることです。

昨年起きた事故のほとんどが委託先でのミスということですので、そのこのところ
をしっかりしていかなないと、再発防止策とは言っておりますけれども、仕組みとし
て出来上がっていないところが問題だと思います。特に業務委託先を扱っている部
署については、委託先の管理監督というのをどのレベルで、どういうふうに構築し
ていくかというところを、これからの話になると思いますけれども、皆さんが中心
になって、少なくとも管理職には再教育をしていただきたい。

これは前にお送りしたと思いますけれども、こういうパンフレットまで作って啓
蒙しているわけですね。何でこういうパンフレットを作るかというと、要するに業
務委託先での事故が多いよということですよ。それは国も認識しているわけで。
ですから、町田市も重大事故は発生していませんけれども、ほとんどが業務委託先
でのミスということが、昨年1年間この会に参加させていただいて、そう認識をし
たところでございます。副市長が言っていますけれども、マネジメントのシステム
として出来上がっていないということだと思います。

事務局 すみません。私、前職契約課長をしております、契約のお話ですけれども、委
託先の職員に対して市の職員が直接指導する、そういうことは本来しないというこ
ろはあるのですけれども、契約全体から見ると、市が委託業者を管理監督すると

いう権限は当然あります。

これは契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」というのを必ずつけています。その中で立入り調査であるとか、監査への協力であるとか、履行体制図及び対応マニュアルの作成なども委託先に求めているところがございます。ですので、仕組みとしては、ちゃんとセキュリティを確保するための仕組みは取っているところではあるのですけれども、その各職員の認識というところが少し不足している部分があったかなと思っております。

渋谷 運用上の問題ということですね。分かりました。

嘉藤 昨年のことだったので記憶が曖昧なところもあるのですが、PDCAとマニュアルの不備について確認したというのは、具体的にどういったところを修正されたのですか。

事務局 今回の事故はリストを作成する上でエクセルの操作上の不備があったということで、最終工程に出来上がったリストを確認する工程を設けました。加工後のデータとマスターデータを比較して齟齬がないとか、抽出された対象者のリストと実際に対象となる方が通われている医療機関とが一致しているか、リストの送付先と封筒の宛先が一致しているかと。そういった3点についての最終確認の工程を追加するという内容で修正しました。

マニュアルの修正については、個人情報保護委員会にマニュアルの修正案を送って、そこらご意見をもらって、さらに修正して、最終的なものとして作り上げたものを個人情報保護委員会に提出しています。

嘉藤 その内容を今度はそれぞれの部署にフィードバックしていく際には、こういった手順を取られたといいますか、それぞれの各部署に確認を取るとか、各部署で状況について改めて検討するとか、そういった動きはあったのでしょうか。

事務局 全庁に事故の概要と、どうして起きたのかというところまでは周知したのですが、それについてどう動いたかというフィードバックまでは市政情報課では頂いていないというのが現状です。

嘉藤 そうしますと、マニュアル変更があるわけですので、そこは周知をされているのでしょうか。

事務局 今回のマニュアルというのが、具体的には保険年金課が作業する際に使用していた対象者を抽出するためのマニュアルなので、もちろんそれを実際に使われている

保険年金課も交えてこの修正には取り組んでおりますので、現在は新しいマニュアルに基づいて保険年金課も業務を行っているところになります。

嘉 藤 そうですけれども、類似の手法を取っている部署があれば、同じようなことをお願いする必要があると思いましたが、そういったところの確認はされているのかなというのが質問の趣旨です。

事務局 今回の件は、限られた対象の中のかなり個別な、特殊な事務処理のような扱いではあったので、ほかの部署でも同じようなことをやっているかということそうではないと思うのですけれども、ただエクセルのリストによる並べ替えのようなことはほかの部署でもやっていると思うので、その点について庁内に注意喚起の通知を出したところではあります。

渋 谷 何回かいろいろな部署からご説明がありましたけれども、改善策も出てきました。ただし、それをやった結果どうだったという話が全く上がってきてないのです。事務局として、その辺の確認作業というのはしていないのでしょうか。改善策を実施しますというお話はありましたけれども、実施した結果どうだったのか。

要するに、マネジメントのシステムとして教育なりを実施したときに、効果の確認というのが最後のところに来ます。つまり、PDCAのAのところにつながっていくわけですが、そこのところがこの委員会で全く出てきていません。やりますというお約束は頂きましたけれども、やった結果どうだったというご報告が1年間やって全く上がってきてない。事務局としてそれをどう確認されているのか。また、各部署に対してどんなフローでフォローアップされているのか。その辺をお聞かせいただきたいです。

事務局 今回やっている対策というのが事故を防ぐための基本的な対策になるので、事故が防げたという報告自体は上がってきません。継続して事故が起こっていないということは確認できているのですけれども、事故が起こっていない報告というのは特に各課からもらっていないので、審議会にご報告できるものはありません。

渋 谷 その後事故が発生したかということではなくて、何件かの報告が各課からありましたよね。そのときに改善策を実施しますというふうに、いろいろなやり方、手法で、こちらで説明いただきましたよね。その改善策を実施した結果どうだったのというのが確認できていないということです。

当然改善策を実施して、事故が発生していないということをもってよしとするの

か。ただ、改善策を実施した結果どうだったか。例えば再教育をしたときに、その何か月か後に各職員にヒアリングをして、ちゃんと認識されているなということが効果の確認ということですので、一方的に教育しましたよ、その結果事故が発生していないからよしとすべきというのはちょっと納得できない。

教育をしたら、それからあるスパンを置いて、試験というわけにはいきませんでしょうけれども、質問なりをして教育の効果が上がったということを確認する必要があります。その辺のことがこの審議会に全く上がってきてないの、そこはいかがなものでしょうかという質問です。

事務局 昨年度の事故につきまして、今、報告のほうも取りまとめているところではございますので、その中で少しその後どうなったかということも含めて、報告を改めてさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

渋谷 各課の職制の方に対してヒアリングをしたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。昨年こういう報告を頂きましたけれども、その結果どういうことをされましたか、効果の確認はどうされましたかということを、事務局の方が昨年起きた何件かの部署に対してヒアリングをする。その結果を報告していただくということで、いかがでしょうか。それは会長を含めて、皆様のご賛同が必要だとは思いますが、すけれども。

会長 この件につきましてはちょっと遅過ぎかとは思いますが、次の議題の3にございますように個人情報保護法に基づく施行状況調査、国に対する報告というのは当然必要でありますし、それを行う前に市の中で、特にできればこの審議会に対する報告をしていただくことによって、逆に国への報告がよりよいものになると思いますので、そういった形で今年度進めていただければよろしいのではないかと思います。

特に今多発しているのは、どちらかというと単純ミスに近いもの。あとは契約との関係の問題があって、確かに市役所としては委託先の責任者には注意ができるけれども、個別の注意というのはなかなかやりにくいと。

要するに、こういった単純なミスが起きないような職場環境というものをつくっていただいて、ミスをして、職員なり委託先を叱るということだけでは必ずしもミスが完全に防止できるとは思えませんので、ミスが起こらない環境をつくるということが一番大事なことだと思うのですけれども、いかがでございましょうか。起きないにこしたことはないわけです。

鶴 田 町田市の自治体の規模であれば、このぐらいの事故の件数は起こるのかなという
ような感覚でいたのです。ちょっと不謹慎かもしれないけれども。先ほど湯淺委員
のお話を聞いたら、どうもそうではないと。町田市と同規模の自治体でも事故は起
きるけれども、どちらかというとアタックを受ける、外部から攻撃を受けるような
事故が多くて、内部のヒューマンエラーは少ないという印象というか、ご認識があ
ると。

そういうことであれば、ほかの自治体はどうやっているのかというのを探るのが、
知恵を持ってくるという意味では手っ取り早いのかなと思うので、そういう視点で、
ほかの自治体はどうやっているのかを探るという視点でも改善策考えていただけれ
ばと思います。

会 長 当然必要だと思います。

渋谷 今の鶴田委員のご意見の延長線上にありますけれども、かなり前に確認しまし
たけれども、ISO14000 の認証を受けて、それをやめてしまいましたよね。あそこ
でPDCAというマネジメントの仕組みを1回構築したのですけれども、認証をや
めてしまったので、あのシステムがずっと継続されてないのかなという印象を受け
ております。

まさにPDCAのマネジメントシステムが、あれはたまたま環境でしたけれども、
「environment」という文字を外せば完全にマネジメントのシステムで
すので、ふだんの仕事のやり方であるわけですよ。そのPDCAを回すというこ
とが、今、鶴田委員がおっしゃった中にも十分含まれていると思いますので、その
辺のところを再構築するような動きを事務局として、していただけたらいいのでは
ないかと思いますけれども、いかがでしょうか。せっかくあそこで身につけたもの
が、今、生きてないと感じるのですけれども。

大 羽 2点あるのですけれども、1つは体制上の問題です。これは1月5日付で町田市
長宛てにこういった指導が出て、2月26日に副市長の榎本さんから依命通達が出
ているのです。私の勘違いかもしれませんが、以前、町田市の情報セキュ
リティの責任者は市長ですという話をお聞きしていたので、この通達が副市長とい
うことは出し方がおかしいのではないのでしょうかというのが1点。

それから、最初の「個人情報等の取扱いについて」という指導文書ですけれども、
その裏に出ている「参考」というのは、今回の委員会向けに追加でコピーされてい

るものなのかどうか。それから実際にこれが庁内の通達文書に添付されているのかどうか。先ほど周知の話が出ていましたけれども、例えばその「誤送付等の防止」のところで、チェックリストの活用等の必要な措置を講じなさいと町田市の規定はなっていますということで、実際に周知されているのであれば、今回の市民税課の対策の一部になっているのかなということではびったり符号してくるのですけれども、この辺りはどうでしょうか。

渋谷 たしか初回のときに私が確認をしまして、そのときには情報セキュリティの責任者は副市長というお答えがあったように記憶しております。

大羽 分かりました。それはそれで、そういうことであれば。

事務局 2つ目の質問です。こちらの通知の裏面の「参考」ですけれども、これは指導書にそのままついていたものになります。これについても全庁に同じく展開はしておりますので、周知はされていると考えているところです。

大羽 もう1点、指導文書にこれがついているのであれば、通達の中身に具体的にこれが入ってこないというのはどういうことでしょうか。ものすごくこれ大ざっぱですよ。ね。「適正な情報セキュリティの確保、特に厳正な個人情報保護に取り組まなければならない」しか書いていない。せっかく国からの指導文書で、チェックリストの活用等をやりなさいよと来ているのであれば、その部分についてはもう少し具体的に通達でも何でもやるべきなのではないでしょうか。

事務局 この指導文もそのままつけて依命通達しておりますので、この内容については全職員に伝わっているというふうに考えているところです。

大羽 そうですか。分かりました。

会長 よろしいですか。いずれにしても、この依命通達としては具体的な中身というものがなかなかないので、情報セキュリティを確保するのは当然のことであり、個人情報の取扱いに細心の注意を払う、それから迅速に報告し連携を図るということとは当然のことですけれども、何をするなということについての状況までなかなか書かれてないということで、一体どういうミスが起こり得るかということについての総点検をされたほうがいいのではないかという気もするわけですが、いかがでございましょうか。なかなか時間と経費のかかることではありますけれども。

事務局 依命通達というところだと、全体的な、大きなくりでの注意喚起というところ

ろで、あまり細かいことは書いてはいないのですけれども、これを受けて当然より個別具体的な注意事項だとか、そういったところというのは市政情報課としても引き続き全庁に周知していかないといけないところだとは認識しております。

今回いろいろと事故の事例というが出てきているところでございますので、そういった部分を少し、各部署で共通する部分というのは当然あると思いますので、そういったところもどこに注意をしたらいいかというポイントを少し考えながら、各課により個別具体的な注意喚起を今後していきたいと考えています。市政情報課でも定期的にいろいろそういったところの情報共有、情報提供というのはこれまでもしているところですので、今後もその辺を強化していきたいと考えております。

服 部 周知させていくという点はもちろんのことですけれども、先ほどから聞いておりまして、上から下に伝達するという方法はもう大分取られているのではないかと思います。だけれども、下のほうでそれを自分の問題として受け止めて、うちだったらどんな事故がどういうところで起きるかという具体的落とし込みをしているかというのが1つあって、具体的な落とし込みをしたことについてこんなふうに話し合ったよというリアクションを上にするという、その双方向性みたいなものが全くこの間に感じられなかったと思うのですよね。

何回か委員の方もおっしゃられていましたけれども、末端の現場の人には現場の人の抱えている、「でも、実際こんなこと言われたってできないよ」というようなこともあると思うのですよね。なので、チェックリストを作ってください、こうしてください、ああしてくださいという命令ばかり来ても、それを消化できるのかというのは自分の部署で一度もまないといけない、あるいは「こういうことはうちでも起こるよね」という話し合う時間を持つてほしいと思う。

「それ持ちましたか」と聞くだけでもいいし、それを吸い上げるためのリアクションペーパーと言うのですか、学生ならそういうやつですけれども、「今の私の話分かりましたか」みたいな、それを定期的にやってみる。例えばこの通達が幾ら出て「うちの部署は関係なかった」と思ってしまったらそれまでですよね。「自分のところとして何が起こると思いますか」と、別に今起こっているかどうかは問題ではなくて、「ちょっとヒヤッとしたことはありませんか」とか、「部署としてどんなふうに受け止めましたか」ということだけでもいいと思うのです。

とにかくみんなが自分の問題として取り組んだ形跡を吸い上げるシステムは、今

まであまりなかったのではないかと思いますので、それは別に頻回に行う必要はないですけれども、また事あることがあったときには上から言うだけでは駄目なのではないかと思うのです。研修を幾らやっても、自分のこととして思わなかったらスルーしてしまいます。私も同じです。

これは自分の問題とする機会をどこかで設けて、末端の職員だけ分かればよくではなくて、職員というか、管理職だけが分かるわけではなくて、封入に関して言うなら、実際封入している人がどんなふうに思っているかの話なので。そういう双方向システムというものをうまく導入することができないかと今思いましたので、一度ご検討いただければありがたいと思いました。

会 長 ありがとうございます。ということで、こうすればいいかという方策がいろいろ出てきたかと思えますけれども、それを実際に、現実に、今年市政情報課としてどう進めていくか。それが一番大きな問題だと思いますので、次の議題であります「2024 年度情報公開・個人情報保護に関する年間予定について」をご報告いただいて、その中でまた実際にこうしていただければいいというご意見を述べていただければありがたいと思います。

ということで、議題3に移りたいと思います。まず、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局 議題3「2024 年度情報公開・個人情報保護に関する年間予定について」、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

1「職員への研修及び啓発」についてです。

新規採用職員を対象に、情報公開と個人情報保護に関する研修を行います。4月採用の新規採用職員83名に対しては、4月2日に研修を行ったところです。

会計年度任用職員については、採用時に職場ごとに個人情報保護研修を実施します。教材に使用する動画は、市政情報課から提供しております。

管理職準備研修とは管理職選考の合格者に対して実施するもので、市政情報課長が講師として情報公開と個人情報保護について研修を行います。内容としては、情報セキュリティ事故への対応や課員への日頃の注意事項などを伝えていきます。

年明けの2月には、全職員へのeラーニングを予定しています。主に情報セキュリティ事故の防止に関することを出題する予定です。

また、庁内報を発行し、情報セキュリティ確保のためのポイントなどを適宜発信

していきたいと考えております。

2「個人情報ファイル簿の作成及び見直し」についてです。

個人情報ファイル簿とは、市が取り扱う個人情報を含むデータベースの利用目的や項目、情報の提供先をまとめたものです。業務で個人情報を取り扱う場合には、必ず個人情報ファイル簿を作成しております。個人情報保護法第75条では、1,000人以上の情報を含み、一定の条件を満たす個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を公表することが義務づけられております。現在、法に基づき公表している個人情報ファイル簿は266件です。業務の運用に変更があれば、随時修正をしていきます。また、公表要件に該当するか否かといった見直しも、年に一度行う予定です。

3「個人情報保護法に基づく施行状況調査（国の個人情報保護委員会）」についてです。

個人情報保護法第165条により、国の個人情報保護委員会は個人情報保護法の施行の状況について、地方公共団体を含む行政機関の長等に対し報告を求めることができ、毎年度その報告の概要を公表することとされています。

地方公共団体等を対象とした施行状況調査は、2023年度の状況を調査する2024年度実施分から開始されます。

2024年度の調査については先週の金曜日に通知があり、個人情報ファイルの状況や開示請求などの状況、また安全管理措置に関する規定等について本年9月30日までに回答することとなっています。回答内容につきましては次回、11月の審議会で報告できればと考えております。

4「防犯カメラの運用状況調査の実施」についてです。

こちらは例年どおり、各施設に設置している防犯カメラの運用状況について調査するものです。9月頃に実施し、11月の審議会で結果を報告します。

5「市民への実績報告」です。

昨年度1年間の公文書の公開、個人情報の開示等及び審議会等の会議の公開に関する運用状況について、8月に発行する「広報まちだ」で報告する予定です。「広報まちだ」では紙面の都合もあり件数の報告にとどまりますが、詳細については「年報やまびこ」に掲載します。「年報やまびこ」についてはペーパーレス化の取組のため、今年度発行するものはホームページでの公表のみとする予定です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

会 長 本件について、ご意見はありますでしょうか。

湯 浅 2点意見を申し上げたいと思いますが、1点は防犯カメラにつきまして、最近、従来型のビデオテープに撮影するものだけではなくて、インターネットにつなぐネットワーク型のものが増えていたり、あと顔識別機能をつけているものがあったりしますので、技術的な詳細も調査をする必要があるのではないかと思います。特に顔識別機能付きのものは昨年、個人情報保護委員会からも文書が出ていて、注意点が喚起されているところですので、そこは対応する必要があると思います。

それから2点目ですが、先ほど来、渋谷委員や服部会長代理からも様々な個人情報インシデントの再発防止の取組が一方通行であったり、また渋谷委員からはいわゆる監査の機能がなかったりというご指摘がございました。他方、年度が始まってから何かやろうとすると、会長がご提案なさった一斉点検とか難しいと。これは大学も同じだったりするわけですが、必ずしも市政情報課が所掌していなくても、例えば町田の場合はネットワークのほうですかね、住民基本台帳ネットワークの監査とかは入っているはずですね。

ですから、新しいことをやろうとすると大変ですが、既に決まっていることの中に、先ほど来、委員や会長、会長代理からご提案のあったような現場からのフィードバックということ併せてやれないか、ほかの住民基本台帳ネットワーク監査の担当課とかと少し相談してみて、やれるところはやってみていただいてはどうかと。新しいことをこれからやろうとするよりは抵抗が少ないと思うので、それをちょっと検討してみてはどうでしょうかというのが2点目の意見でございます。

事務局 監査の件についてですけれども、個別のシステムの中での監査も当然ございます。

あと市政情報課が担当ではないのですけれども、市の情報セキュリティの監査というところで外部監査も行っています。内部監査も行っていますので、仕組みとしては一応ありますが、今回起きている事故というのが情報セキュリティの中でもヒューマンエラー的なところが多かったのも、そっちのほうについてはなかなか難しいところがあるのかなと認識しております。また、検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 ほかにご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

前の審議会において、個人情報に関する登録をするために各課の職員、課長だけ

ではなくて担当職員も本審議会に出席してやっていたと。ああいう仕組みのほうが、実際問題としては個人情報保護について一般職員まで徹底していたのかなと。それがなくなったことによって、これは国の法律の関係ですのでやむを得ないことですが、たまたまだとは思いますが、この審議会の内容が変化したことと実際に細かい事故が多発することが同時に進行しているという状況がございます。

そうすると、国の個人情報委員会も言っているというか、個人情報保護法でもやっているように、要するに市役所自体がしっかりしなければいけないと。しっかりするということは、管理職がしっかりすることは当然だと思いますが、管理職だけがしっかりしたとしても一般の職員、実際に仕事をしている職員の仕事がうまく行わなければ意味がないわけでございます。

その辺りのところが、先ほども申し上げましたように、ミスが起きない仕事ができる状況というものが、これは本審議会を超えたものになるのかもしれませんが、基本的な問題としては市役所の業務自体が個人情報に関わるミスだけではなくて、ミスというのはいろいろな種類のミスがあるわけですし、本審議会と関係ないミスもあるわけですが、いずれにしてもミスの起きない行政を進めていくということが本来当然のことではありますが、なかなかそこがうまくいかないでいる。

新聞等、マスコミにおいては、そういったミスが起きたときに地方公共団体をたたくといった記事があつて、そういった意味においては、ミスが起きることによって市役所の職員自身がある意味被害者感を持つと。そういった状況も起こり得るわけですが、被害者感だけ持って、加害者であることが確認できていないということもあります。

いずれにしても、起きないことが一番望ましいことでありますから、起きないようにするためにはどうすればいいかと。そのためには、実際に職員間での様々な検討というか、話合いが若干必要な部分はあるのかなと。ほかの委員さんもおっしゃっているように、自分のこととして捉えてない。人ごとであると。もちろんミスが起きてない状況において、ミスが起きたことは人ごとなのですが、人ごとではあるけれども、いつ自分の身に降りかかってしまうかもしれない状況だということ。逆に言うと、それが起きないようにすること自体が自分のためにも役に立つのだということを十分認識していただくことが重要だと思いますけれども、いか

がございましょうか。

そうということで、市政情報課の仕事としては大変やりにくい仕事だとは思いますが、けれども、去年は事故が多発しましたけれども、本年度は事故が起きない状況に近づくということが審議会にとっても、それから市政情報課にとっても、あるいは市役所全体にとっても一番大事なことだと思いますので、その方向に向けての努力を怠らないようにしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

早 野 様々な部署で単純ミスが起きているということを今まで見てきましたけれども、ほかの自治体に比べて町田市の各部署の人数といいましょうか、職員の数というのはどうなっていますか。適正な人数で作業を進めているのでしょうか。それとも人数が少ないのか、どうなのかというのはいかがででしょうか。

事務局 正確な数字は把握しているところではないのですけれども、人口に比べて職員が多いか少ないかで言うと、町田市は少ないほうだと聞いております。それはいろいろと効率化、デジタル化を進めながらそういった形になっていったということはございます。そこが今回のミスにつながっているかどうかというところまでは分からないところではございますけれども、そんな状況でございます。

大 羽 3項の「個人情報保護法に基づく施行状況調査」というのがあるのですけれども、この「状況調査」はどの程度のことを考えられているのかどうか。いろいろな審議会場でいつもPDCAがどこまで実行されているとか、対策に対する効果測定をやっているとかやっていないとかいうこと、調査したらどうかということも出てくると思うのですけれども、そういったことまで含めて考えているのかどうか。

これ恐らく調査なのでそれなりのチェックリストをつくるのかなと思うのですけれども、チェックリストをこの審議会に出して審議するようなことも考えられるかと思うのですけれども、その辺りはどうでしょうか。

事務局 国のほうから送られてきている施行状況調査の調査票が手元にあるのですけれども、内容としては件数、統計的な数字の報告が主だったところになると見受けられます。個人情報のファイル簿や、外部提供の件数を問うもの。また、安全管理措置に関しては規定が備わっているとか、ガイドラインに照らして適切に行われているかを問う内容になっております。

大 羽 適切なことが行われているかというのが、多分向こうの調査の趣旨だと思うので

すね。適切なことが行われているかどうか、イエス・ノーでイエスですと単純にマルを打つ適正性というか、その責任の有無みたいなものはどんな形で担保されようとしているのですか。

事務局 基本的には規定や仕組みがあるかないかにお答えするものがほとんどなので、そこは実際にある、なしで答えるだけになってしまうと思っているのですけれども、取り扱っているシステム部門とも調整の上で、こちらの回答を作っていくというイメージを今持っています。

会 長 質問ですけれども、指導があったことについて、その指導が適切に行われているかということについての報告はないわけでしょうか。

事務局 ご質問の意図としては、この施行状況調査の中に、先ほど議題の2番でご説明したような国からの指導があったものに関して、どのように地方公共団体、市は対応したのかという設問が入っているかどうかというご質問で合ってますでしょうか。

会 長 はい。

事務局 そうすると、確認した中ではそのような項目はないです。今のところ項目としてあるのは漏えい事案の件数が何件あるとか、また漏えいに関して、さらに損害賠償請求だとかが行われているものがあるかといった件数についての報告を求める内容になっております。

会 長 そうしますと、定期検査に今の質問が入っていなかったとしても、それとは別に漏えい等報告書を提出して、指導が来たわけでございますから、その指導について個人情報保護委員会もなかなか手が回らないかもしれませんけれども、ある時点で、市のほうに前回の指導の結果はどうなったかという質問が来る可能性は当然あるわけでございます。定期調査とは別に、そういった質問が来た場合にすぐ対応できるように事前に諮っておくことが必要ではないかということでございます。よろしく願いいたします。そうしておけば、そちらの仕事としては万全のことが行われると。

要するに、何か向こうから物事がやってきてから、それに対応してやるのではなくて、あらかじめそういうことがあり得るということを予測した上で、それに対する対応がすぐにできるようにしておくことが必要なのではないかということでございます。よろしく願いいたします。

ほかにご意見ありますでしょうか。

湯 浅 先ほど会長がご指摘になったことと、それから今大羽委員がご指摘になったことに関連して1点だけ申し上げますと、いわゆる個人情報保護法のD Xに伴う大きな改正前は、ほとんどの自治体で第三者提供とか電算機結合の際は審議会に諮問をするということになっていたわけです。間接的にというか、そのことによって各原課でどのように個人情報が扱われているかということが、町田市であれば市政情報課、あるいはそういう個人情報の課に自然に、間接的にですが、情報が入ってくるところとなって、不適切な取扱いとか問題になり得ることがあると、その過程で発見できていたということがあるわけですね。

したがって、その手続がなくなってしまったわけなので、各自治体において各原課がどのように適正に取り扱っているかということを、別のやり方でモニタリングする仕組みが求められているわけでございます。例えば大羽委員がおっしゃったように、第三者提供の数が正しいのですかと。法律上は第三者提供として扱うべきものを、原課ではそう認識していなかったのでカウントされてないというようなことが起きないようにする必要があると思います。

ですから、それは各自治体それぞれ今工夫をしているところですので、町田市においても今までの諮問が間接的に果たしてきた役割に代わるモニタリングの仕組み、各原課がきちんと取り扱っているかどうか、あるいはカウント間違いとか、本来カウントすべきものをカウントしてないということが起きないようにする仕組みというのは整備する必要があると思います。

事務局 今のお話につきましては、従来、審議会に諮問して作っていた登録簿というものを、形を変えて個人情報ファイル簿あるいは個人情報管理票という形で維持しています。その管理票をつくる時には必ず担当課から相談を頂いて、また、情報を外部提供、あるいは目的外利用するときにはそれも個別に相談いただいて、市政情報課と担当課と相談した上で作成していますので、従来、審議会でも委員の皆様にご審議していただいた内容について、市政情報課と担当課で同じようなものを作り上げているところでございます。

湯 浅 ありがとうございます。

会 長 ほかにありませんか。それでは、そういうことで市政情報課としては大変なお仕事であるかもしれませんが、頑張っってこの1年、個人情報保護に関する事故のない1年になりますように、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、議題の4「その他」でございます。事務局、お願いいたします。

事務局 事務局から、次回のご予定についてご説明させていただきます。2024年11月18日曜日の10時から、次回の審議会を予定しています。会場はまだ取れていないのですが、同じ2-2会議室で申請を出しているところです。皆様、ご予定のほどよろしく願いいたします。

渋谷 そんな先でいいのですか。11月でよろしいのですか。

例えば資料3の教育の効果確認という話が先ほどから出ていますけれども、その辺はどうなっているかというのを、もうちょっと早いタイミングで確認はさせていただきたいと思うのですけれども。

前日も申し上げましたけれども、これだけ人数がいるのですから皆さんのマンパワーをもっと活用してもらいたい。市政情報課だけで受け止めないで、学識経験者の方もいらっしゃいますし、我々みたいに実務の有識者みたいな者もおりますから、そういうパワーをもっと活用していただいて、資料3の例えば1について、効果確認はどうするのだということを我々から提案しろというのであれば、何らかの知恵は絞れると思うのですよね。

先ほどから問題になっているのは、効果確認をどうしているかということが皆さんから出ているわけですから、それを実際に落とし込んでどういうふうにするのだということを、もうちょっと早いタイミングでやったほうがいいと思います。11月では遅いのではないかと思います。年度末まで5か月しかないわけですから。

この審議会の存在意義の中に、業務改善というものがあ程度含まれていると認識しているのです。その点についてこれから5か月後の話というのは、スパンが長過ぎるのではないかなと、いかがでしょうか。

会長 要するに年間に何回開催するかということでありましてけれども、当然のことながら今回は任期切れになりますので、来年の3月ぐらいに最終回を行う必要が現実にあります。それで、11月は様々な報告書が完成した時点ということで予定されたわけですが。

昨年場合は、本来は8月、台風で遅れて9月ということで、臨時会を開催したことがあります。今の予定ではこうだけれども、何か不測の事態が起こった場合には臨時会を開催するということは当然起こり得るわけです。定例会として年に3回

ではなくて4回の開催が可能なのかどうかということだと思います。

事務局 予算のお話になってしまうのですけれども、予算としては5回までの開催分を用意はしておりますので、臨時会も含めると3回、4回というのも可能かなとは思っております。

大 羽 ちょっと言葉に語弊がありますけれども、この程度の報告だったら年2回で十分だと思うのですね。ただ、報告内容にもう少し、前回の事故報告に対して2か月後にこういうことをやりましたとか、こういう作業をしましたというのを加味した形で審議会をやるのであれば、回数を増やすことに対しては意味があるかなと思いますけれども、どうでしょうか。

渋谷 まさに大羽委員と同じ意見です。要するに形骸化した審議会ではなくて、実効を上げるという意味では、予算があるのならばもう少し開催した方がよいと考えます。

市として個人情報なり情報セキュリティの実効を上げていくという意味で、この会を開催していただきたいということです。予算云々というよりも、市政情報課の役務が何なのか。それに対してどんな実績が上がったのか。それを我々が手助けするということだろうと思うのです。

早 野 私もそう思います。渋谷委員のお話に賛同いたします。

会 長 審議会の内容が急に変わったこの1年、初めてでございましたので、大分試行錯誤していた状況があったと思います。確かに年3回よりは年4回のほうがベターな状況だろうとは思いますが、そちらの仕事の手順もありますのであれですけれども、できれば9月、11月、3月と、そのぐらい行うことができれば望ましいと思います。皆さん、いかがでございましょうか。

公募委員の方の意見は大体分かっておりますけれども、学識の方のご意見はいかがでしょうか。

嘉 藤 我々、諮問がないと審議できませんので。今回の議案は全部報告を頂いています。

それに対して意見を申し述べることはできますが、今ご提案あったような制度変更に伴うものは恐らく審議事項として、こちらとしては審議できますので、しかるべきところから諮問いただければ、回数を増やして建設的な意見、議論ができると思います。そういった手続が取れるかどうかですね。そこも含めて、事務局のほうでもご検討いただければと思います。以上です。

会 長 そういうことで、事故が起きないことが望ましいけれども、起きた場合には適切

に、場合によっては臨時会を開催すると。そういった方向で進めていただければありがたいと思います。

要するに9月ぐらいに実行できる審議事項があれば、こちらとしてはぜひやっていただきたいと。できれば年4回ぐらいの開催をお願いしたいと思います。昨年の問題として、11月から5月まで審議会をしなかったということ自体が長過ぎたと思いますので、そういったことを踏まえて。こちらにもぜひやってほしいという強さがなかったことは反省いたしますけれども、もしできれば早めにやっていただいて、ある意味、今日問題解決できなかったことについて、どの程度の進捗があったかということをお示しいただければ大変ありがたいと思います。

日程に文句をつけて申し訳ないのですが、できればそのようにしていただければ大変ありがたいというのが、委員の総意だと思います。

事務局 皆さんのご意見というところで、11月の前に1回開催させていただけたらと思いますので、また日程のほう調整させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、11月18日に審議会をやることは、それはそれとして了承しますが、その前にもう1回やっていただければ大変ありがたいということでございます。よろしくお願いいたします。

ほかに何もありませんでしたら、本日の審議会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時38分閉会